

子育てについて

妊
娠
ま
で

子
育
て
に
つ
い
て

幼
稚
園
・
保
育
所
・
認
定
こ
ど
も
園
な
ど

小
・
中
学
校
に
つ
い
て

ひ
と
り
親
家
庭
へ
の
手
当
な
ど

赤
ち
ゃ
ん
の
駅
一
覧

予
防
接
種
に
つ
い
て

長
崎
市
の
小
児
医
療
機
関
一
覧

主
な
担
当
窓
口
一
覧

耳
よ
り
情
報

16

生活支援・一時的な預かり



1 ファミリー・サポート・センター

地域の中で、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、自宅での預かりなどの一時的な子育ての助け合いを行います。

対 象 「おねがい会員」市内又は時津・長与町にお住まいで、生後0か月～小学生までの保護者（事前登録が必要）
「まかせて会員」市内にお住まいで、自宅で子どもを預かることができる人（所定の研修を受講）

援助内容 保育所・幼稚園までの送迎や保育終了後の預かり、通院や冠婚葬祭など保護者の外出時の預かりなど

利用料 曜日や時間帯により、1時間700円～900円

問い合わせ ファミリー・サポート・センターながさき長崎市社会福祉協議会(恵美須町4-5) ☎095-829-6244 長崎市保育会(諏訪町9-12) ☎095-829-7714

2 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行います。

対 象 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭（市内にお住まいで、18歳未満のお子さんがいる家庭）
（例）ヤングケアラー、多胎児、保護者または児童に疾病や障害がある、身近に支援者がいない 等

援助内容 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行など）
育児支援（保育所等への送迎、一時的な子どもの保育など）

利用料 世帯の区分に応じて料金が異なります

	利用者負担額	
	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	300円	190円
市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

スマートフォンでの
確認はコチラ▶



問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255

3 病気や出産で子どもの面倒を見ることができないとき

ショートステイ 保護者が一時的に児童の養育が困難となった時に、概ね7日以内の期間で、児童を児童福祉施設でお預かりします。

トワイライトステイ 仕事等のために帰宅が夜間になる場合、児童を児童福祉施設に通所させ、生活のお世話をします。

施 設 **1歳～18歳未満** 浦上養育院（石神町）、マリア園（南山手町）、明星園（磯道町）
0歳～18歳未満 光と緑の園（大村市）、バオバブの家（長崎市）

問い合わせ 子育てサポート課 ☎095-829-1255

4 病児・病後児保育

スマートフォンでの確認はコチラ▶



お子さんが病気または病後回復中で保育所等に行けず、家庭で育児ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする施設です。

中央橋こどもデイケア【あひるっこルーム】 江戸町 5-14 月香園ビル4階 【ふくだこどもクリニックに付設】 ☎095-821-8867

病児保育にこにこルーム 本原町 1-23 【中山小児科クリニックに付設】 ☎095-843-5327

病児保育室【あおむし】 かき道3丁目 2-9 【幼保連携型認定こども園かき道ピノキオこども園に付設】 ☎095-838-5514

病児保育【クローバー】 滑石2丁目 9-9 【りゅうキッズクリニックに付設】 ☎095-865-6559

※いなさこどもデイケア【ボン クラージュ】(弁天町)については、令和4年度末(令和5年3月末)で閉所いたしました。

5 保育所等での一時預かり・一時保育

実施園の確認は →P27～30

保護者の方のいろいろな事情で、一時的に保育が必要なお子さんを、認可保育所等でお預かりします。保育時間や利用料は、各実施園で異なりますので、一時預かり・一時保育実施園へ直接お問い合わせください。



スマートフォンでの確認はコチラ▶

児童虐待

児童虐待とは... 虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害です。

身体的虐待

- なくる、ける、首をしめる、熱湯をかける、おぼれさせる、タバコの火を押しつける、からだを激しく揺さぶる...など

保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)

- 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気やけがなどをしても病院に連れて行かない、家に閉じ込める...など
- 一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬふりをする

性的虐待

- 性交や性的な行為を要求する、ポルノの被写体にする...など

心理的虐待

- 「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などのひどい言葉で傷つける、わざと無視する、ほかのきょうだいと差別をする...など
- 子どもの目の前で、夫やパートナーがその相手に暴力をふるうこと（DVを目撃させてしまうこと）

虐待が疑われる親子に気づいたら...

虐待通告は、私たちの義務です。

虐待かもしれない...という段階でも、連絡（通告）してください。子どもだけでなく、親も援助を求め苦しんでいることが多いのです。

親子を救うために、必ずお電話ください。

虐待しているかも...、虐待してしまいそう...と不安な保護者のかたへ

- 子育てでイライラしてしまい子どもを怒ってしまう
- 子どもがかわいくないと思ってしまう
- 子どもに関心が無い など

1人で悩まないで、まずお電話ください。 子ども本人からの相談も受け付けています。

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
通告は義務＝権利
- 2 「しつけのつもり...」は言い訳
子どもの立場で判断
- 3 ひとりで抱え込まない
あなたにできることから即実行
- 4 親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる
特別なことではありません

子どもについての各種相談は、

P13～14→各種相談窓口 をご覧ください。

こども・子育てイーカオ相談 専用ダイヤル

相談時間 / 平日 午前 8時45分～午後 5時30分
(祝日・年末年始除く)

その他にも、子育てサポート課への直通電話もあります。

子どもの命に関わるような緊急の場合には、児童相談所や最寄りの警察署へ連絡してください。

長崎市を管轄する児童相談所
長崎こども・女性・障害者支援センター

はいつうじます みんなにっこり
☎095-822-3725

(直通)☎095-829-1255

☎095-844-6166

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く 番
☎ 1 8 9